

## 目 次

|                             | ページ |
|-----------------------------|-----|
| I 策定にあたって -----             | 1   |
| 1 計画策定の趣旨                   |     |
| 2 計画の位置付けと役割                |     |
| 3 計画の期間                     |     |
| 4 計画の推進体制と進行管理、評価           |     |
| II 障害者の現状 -----             | 2   |
| 1 身体障害者の状況                  |     |
| 2 知的障害者の状況                  |     |
| 3 精神障害者の状況                  |     |
| 4 障害の重複の状況（身体・知的・精神）        |     |
| III 施策の基本目標と基本原則 -----      | 7   |
| 1 基本目標                      |     |
| 2 基本原則                      |     |
| (1) 地域社会における共生（地域生活支援・就労支援） |     |
| (2) 差別の解消                   |     |
| IV 分野別施策 -----              |     |
| 1 生活支援 -----                | 9   |
| (1) 相談支援体制の構築               |     |
| (2) 在宅サービス等の充実              |     |
| (3) 障害児支援の充実                |     |
| (4) サービスの質の向上等              |     |
| (5) 人材の育成・確保                |     |
| 2 保健・医療 -----               | 14  |
| (1) 保健・医療の充実等               |     |
| (2) 精神保健・医療の提供等             |     |
| (3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療       |     |

|      |                           |    |
|------|---------------------------|----|
| 3    | 教育、文化芸術活動・スポーツ等 -----     | 17 |
|      | （1）インクルーシブ教育システムの構築       |    |
|      | （2）教育環境の整備                |    |
|      | （3）文化芸術活動、スポーツ等の振興        |    |
| 4    | 雇用・就業、経済的自立の支援 -----      | 20 |
|      | （1）障害者雇用の促進               |    |
|      | （2）総合的な就労支援               |    |
|      | （3）福祉的就労の底上げ              |    |
|      | （4）経済的自立の支援               |    |
| 5    | 生活環境 -----                | 23 |
|      | （1）住宅の確保                  |    |
|      | （2）公共交通機関のバリアフリー化の推進等     |    |
|      | （3）公共的施設等のバリアフリー化の推進      |    |
|      | （4）障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進   |    |
| 6    | 情報アクセシビリティ -----          | 25 |
|      | （1）情報通信における情報アクセシビリティの向上  |    |
|      | （2）意思疎通支援の充実              |    |
|      | （3）行政情報のバリアフリー化           |    |
| 7    | 安全・安心 -----               | 27 |
|      | （1）防災・防犯対策の推進             |    |
|      | （2）消費者トラブルの防止及び被害からの救済    |    |
| 8    | 差別の解消及び権利擁護の推進 -----      | 29 |
|      | （1）障害を理由とする差別の解消の推進       |    |
|      | （2）権利擁護の推進                |    |
| 9    | 行政サービス等における配慮 -----       | 31 |
|      | （1）行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 |    |
|      | （2）選挙等における配慮等             |    |
| ◇ 資料 |                           |    |
|      | ・ 語句の説明 -----             | 33 |
|      | ・ 計画の策定経過 -----           | 42 |

## **I 策定にあたって**

### **1 計画策定の趣旨**

周南市では、平成 17（2005）年 3 月に初めての障害者福祉計画を策定しました。その後、平成 22（2010）年 3 月に現行の障害者福祉計画を策定し、様々な分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

このたび、現行の障害者福祉計画の計画期間（平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）の満了と、障害者基本法の改正等の制度改正や、本市の障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、新たな障害者計画を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用などの各般にわたる障害者施策の総合的な推進を図ります。

### **2 計画の位置付けと役割**

この計画は、本市の障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けます。

この計画は、市民をはじめ家庭、職場、学校、地域等が一体となって取り組む計画であり、市及び関係者・関係機関における事業推進の基本方針となるものです。

### **3 計画の期間**

この計画の期間は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。

### **4 計画の推進体制と進行管理、評価**

各般にわたる障害者福祉施策の着実な推進を図るためには、医療、教育、雇用などの様々な分野が連携した取り組みが必要です。

このため、障害者団体、関係機関の代表者や学識経験者などで構成される地域自立支援協議会\*において、計画の進捗状況を把握して進行管理を行い、計画的な施策の推進を図ります。

社会情勢の変化等により計画の変更の必要性が生じた場合、あるいは計画の推進及び評価を通じて計画の変更の必要性が生じた場合には、期間の途中であっても、計画を柔軟に見直すこととします。

---

以下、\* を付した語句には巻末にその説明を掲げています。

## Ⅱ 障害者の現状

### 1 身体障害者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の本市における身体障害者数（手帳交付数）は、5,460人で、5年前と比較して130人、2.4%の増加となっています。

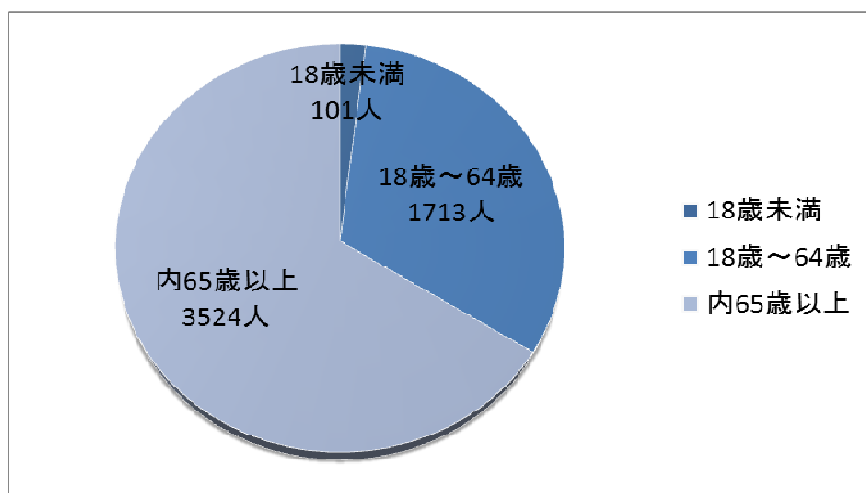
そのうち、65歳以上の高齢者は、3,891人で、全体に占める割合は71%となり、66%だった前回よりさらに身体障害者の高齢化が進んでいることが伺えます。

また、障害別でみると、肢体不自由の人数が2,919人と過半数を占めていますが、そのほかの障害として、心臓機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害などの内部障害に増加の傾向がみられます。

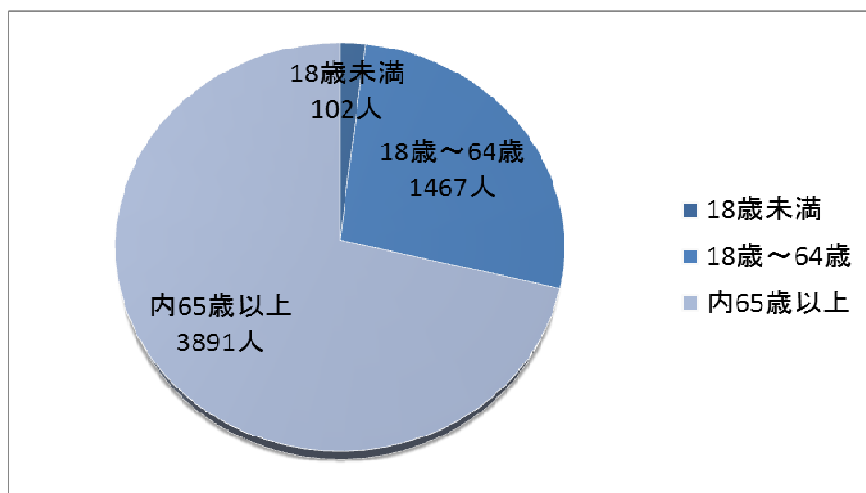
等級\*別では、最重度を示す1級が最も多くなっています。

グラフ 1 身体障害者手帳交付者の年齢別人数

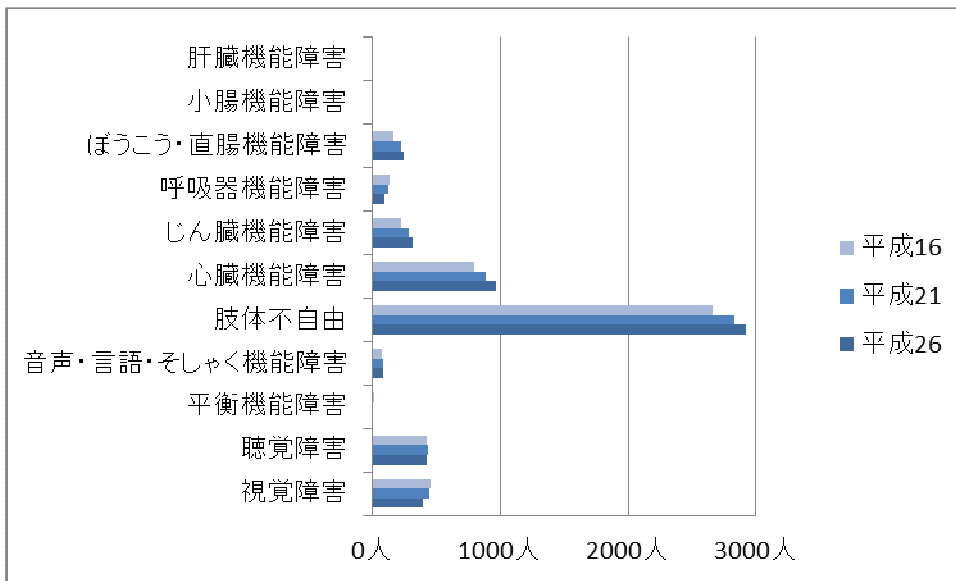
平成 21 年 4 月 1 日現在



平成 26 年 4 月 1 日現在

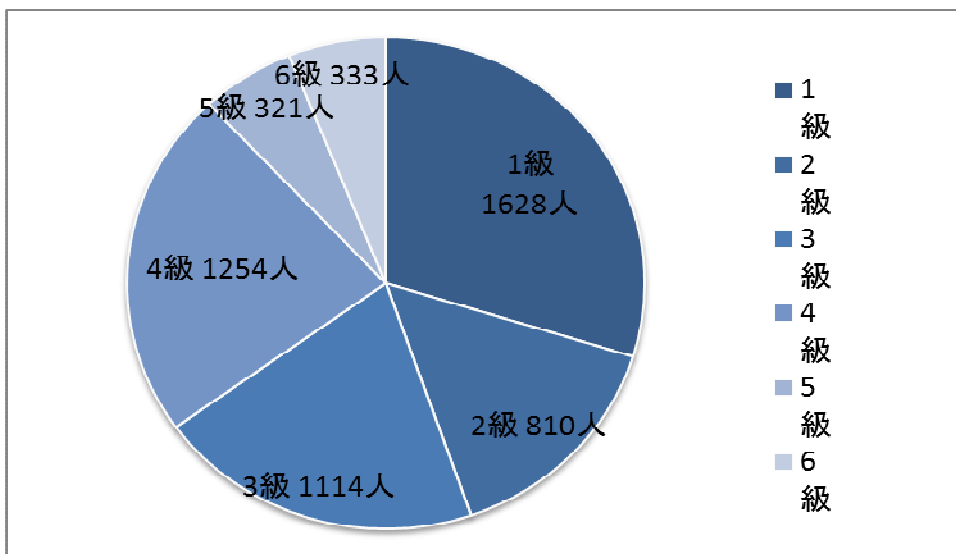


グラフ 2 身体障害者手帳交付者の障害別人数



グラフ 3 身体障害者手帳交付者の等級\*別人数

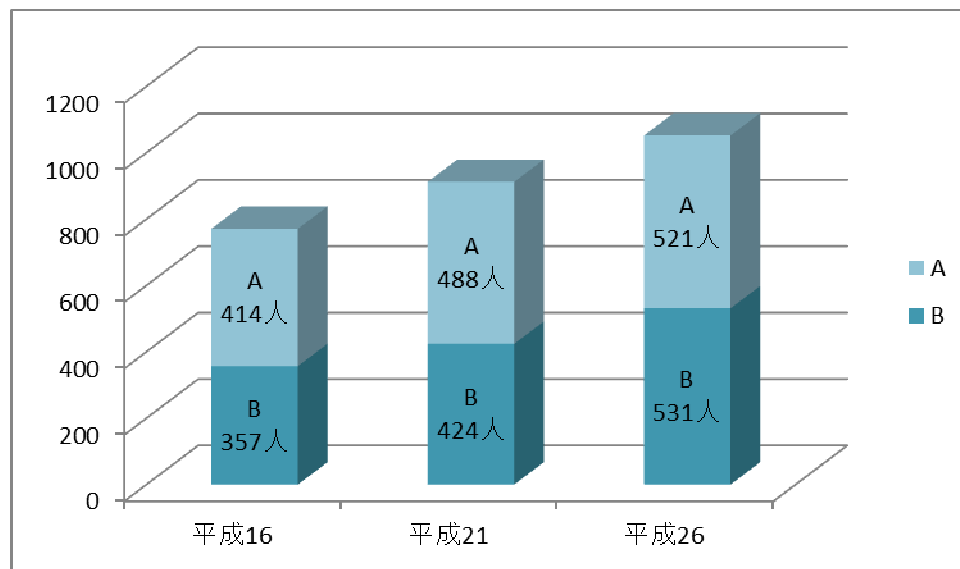
平成 26 年 4 月 1 日現在



## 2 知的障害者の状況

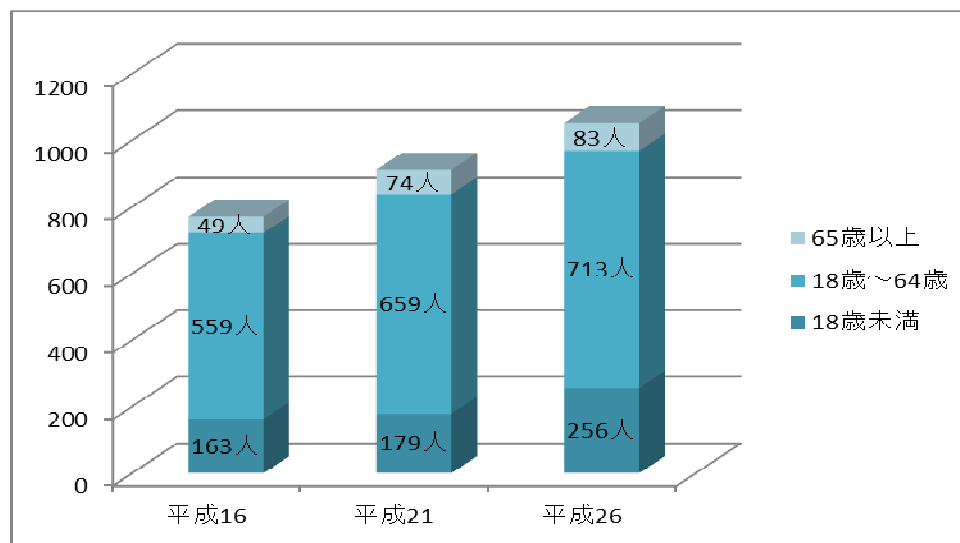
平成26年4月1日現在の本市における知的障害者数（療育手帳交付数）は1,052人で、5年前とくらべて140人、15.3%の増加となっています。

グラフ1 療育手帳交付者数の推移



[Aは重度、Bは重度でない知的障害。]

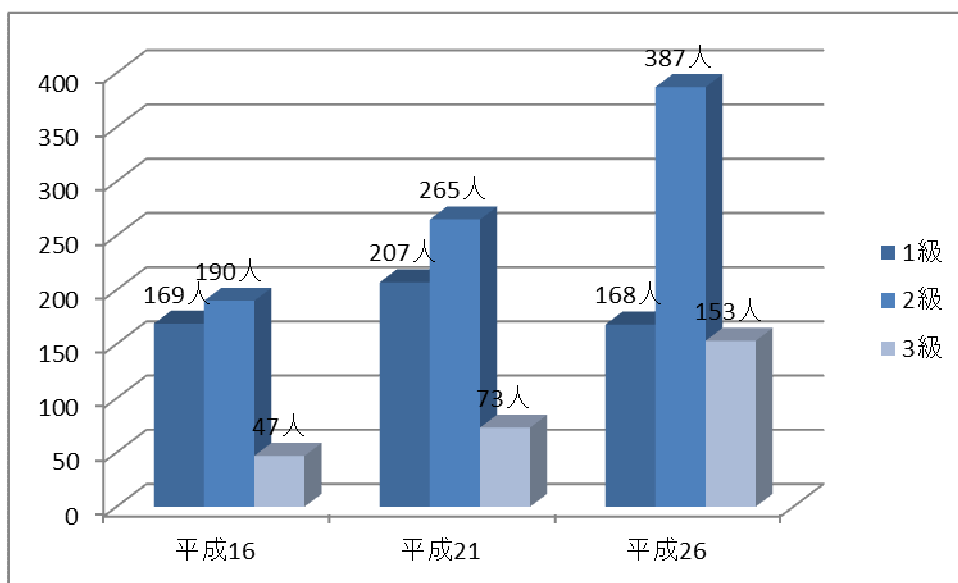
グラフ2 療育手帳交付者数年齢別割合の推移



### 3 精神障害者の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在における本市の精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）は、708 人となっており、5 年前と比較して、163 人、29.9%の増加となっています。

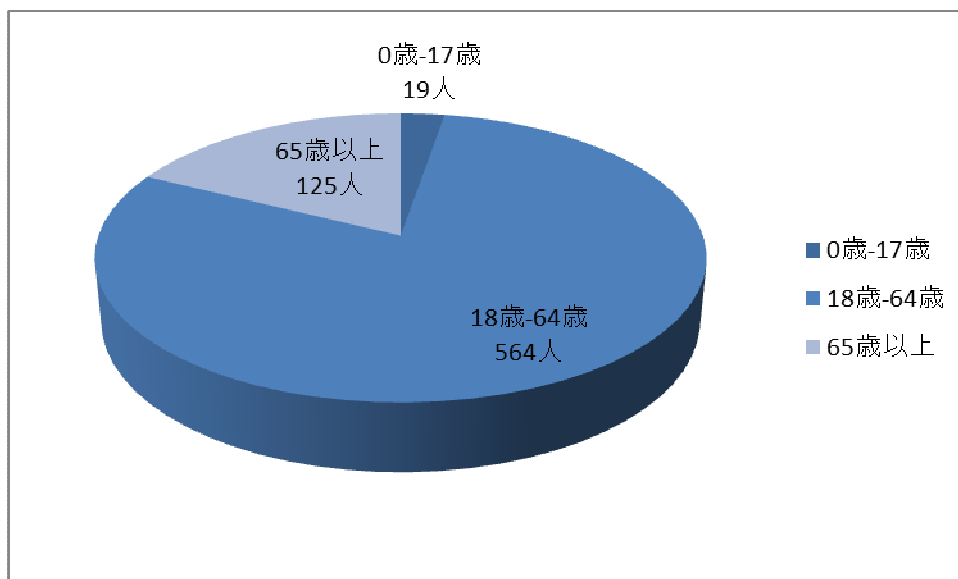
グラフ 1 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



[1 級、2 級、3 級は障害の等級\*。重度が1 級。]

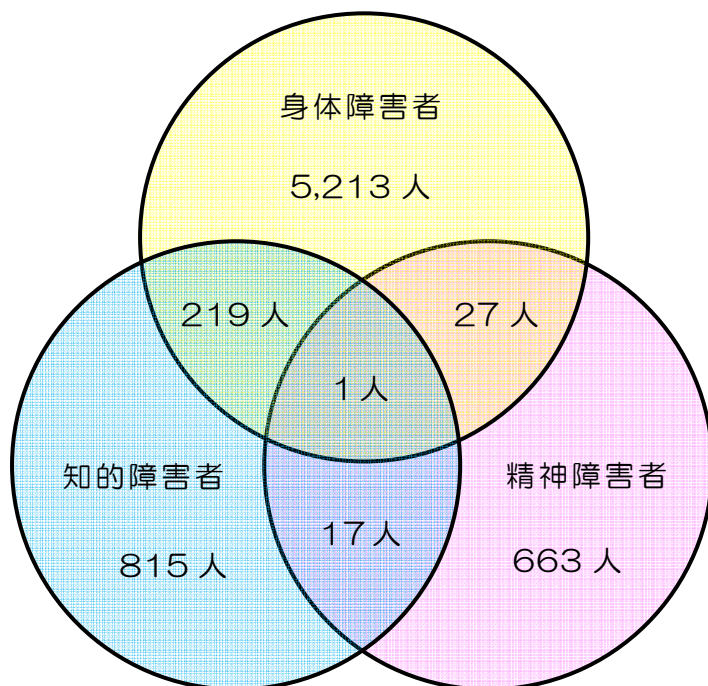
グラフ 2 精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢割合

平成 26 年 4 月 1 日現在



#### 4 障害の重複の状況（身体・知的・精神）

身体障害、知的障害、精神障害の手帳を重複して交付している者の数は、身体障害と知的障害の重複が220人と最も多く、以下、身体障害と精神障害の重複が28人、知的障害と精神障害の重複が18人、3つの障害が重複している者が1人となっています。これらの重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は6,955人となります。





### Ⅲ 施策の基本目標と基本原則

#### 1 基本目標

障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、  
共に住みたい地域で生活できるまちづくり

障害者施策は、全ての人が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられなければなりません。

この計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁\*を除去するため、市が取り組むべき障害者施策を定めます。

#### 2. 基本原則

障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、以下の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を実施します。

##### (1) 地域社会における共生（地域生活支援・就労支援）

障害者施策は、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、以下の事項を旨として図られなければなりません。

- ① 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ② 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ③ 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の

ための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

## (2) 差別の解消

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が解消されなければなりません。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁\*については、その除去を必要としている障害者が現にいて、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮\*がされなければなりません。

## IV 分野別施策

### 1. 生活支援

#### 【基本的考え方】

障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス\*等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行っていきます。

#### (1) 相談支援体制の構築

##### 【これまでの取組みと現状】

- ① 平成24年度から、介護給付・訓練等給付\*を利用しようとする者は、サービス等利用計画\*案を添えて、利用申請をすることとなりました。
- ② 地域自立支援協議会\*の相談支援会議で、サービス等利用計画\*を作成する相談支援専門員\*の研修会を定期的を開催しています。
- ③ 相談支援専門員\*、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催して、関係者の連携の円滑化とスキルアップを図っています。
- ④ 身体障害者相談員\*、知的障害者相談員\*を設置し、当事者または家族同士による相談支援の体制を整えています。

##### 【これからの取組み】

- ① 市と連携して相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センター\*を設置し、地域で生活する障害者の専門的な相談に応じるとともに、相談支援事業者間の連絡調整や相談支援専門員\*等のスキルアップを図ります。
- ② 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできるように、市が委託する相談支援を拡充します。
- ③ 専門的な支援ができるよう、相談支援専門員\*を対象とした発達障害\*や高次脳機能障害\*などについての研修会を開催します。

- ④ 地域自立支援協議会\*の専門部会（相談支援、地域生活、就労、教育の4部会）の運営を支援し、地域課題の把握と解決に努めます。
- ⑤ 知的障害又は精神障害（発達障害\*を含む。）により判断能力が不十分な者の成年後見制度\*の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図ります。
- ⑥ 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）に基づき、障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。
- ⑦ 障害者団体や家族会への出前講座等において、サービス等利用計画の意義等の相談支援の役割や体制について広報していきます。

## （2）在宅サービス等の充実

### 【これまでの取組みと現状】

- ① 障害の程度、心身の状況、介護を行なう者の状況や利用者の意向等を勘案して、居宅介護\*、重度訪問介護\*、同行援護\*や通所サービス\*等を給付しています。
- ② 利用の実態や利用者の意向から、利用者の要件を見直すとともに、身体障害者訪問入浴サービス\*の利用回数を増加させました。
- ③ 利用者の増加や重度の障害者の受け入れに対応するため、地域活動支援センター\*の支援員を増員しました。
- ④ 利用者の意向や県内他市の状況等により、移動支援\*が利用できる外出の目的を拡大しました。
- ⑤ グループホーム\*の開設を計画する者に、開設に向けて事業所指定に係る手続き等の情報を提供し、地域生活を支えるグループホーム\*の整備を推進しています。

### 【これからの取組み】

- ① 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護\*、重度訪問介護\*、同行援護\*等の支援を行うとともに、短期入所\*及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図っていきます。
- ② 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活

能力の向上のために必要な訓練（機能訓練\*及び生活訓練\*）を、引き続き提供していきます。

- ③ 障害者支援施設\*について、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図っていきます。また、グループホーム\*の整備に努め、施設入所者の地域生活（グループホーム\*や一般住宅（居宅での单身生活を含む。）等）への移行を推進していきます。
- ④ 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する地域における居住の支援やサービス提供体制の在り方、専門的ケア方法の確立等について検討していきます。

### （３）障害児支援の充実

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 従来から実施してきた障害児タイムケア事業やデイケア事業を、児童福祉法の改正により始まった放課後等デイサービス\*、児童発達支援\*等に移行してきました。過渡的な対応として、市の単独事業としての放課後等支援と日中活動支援を実施しています。
- ② 障害のある幼児とその保護者を対象として、心身障害児母子通園訓練事業\*を実施しています。
- ③ 障害のある幼稚園児や保育所入所児童のために、障害の程度に応じて支援のための補助教員や保育士を配置し、個に応じた指導や支援を行っています。
- ④ 言葉や発達に課題のある子供や保護者には、幼児ことばの教室\*において支援を行っています。

#### 【これからの取組み】

- ① 児童福祉法に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援\*等を提供するとともに、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づき、居宅介護\*、短期入所\*、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に努めていきます。また、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援\*及び放課後等デイサービス\*等の適切な支援を引き続き提供していきます。
- ② 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所\*や居宅介護\*、

児童発達支援\*等、在宅支援の充実を図ります。

- ③ 山口県が作成した「サポートファイルやまぐち\*」の普及を図るため、地域自立支援協議会\*の教育部会で活用方法について検討していきます。
- ④ 障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行っていきます。
- ⑤ 障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を図るため、公立幼稚園において、障害児の特性に応じた支援のための補助教員の配置を推進します。
- ⑥ 可能な限り成人に至るまで一貫した指導ができるよう個別の教育支援計画\*を策定・活用し、また、障害のある幼児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めるために個別の指導計画\*を策定・活用していきます。
- ⑦ 言葉や発達に課題のある子供や保護者の支援については、引き続き、医療機関や関係機関と連携し、幼児ことばの教室\*を中心に支援を行います。

#### (4) サービスの質の向上等

##### 【これまでの取組みと現状】

- ① 障害福祉サービス\*又は相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援専門員\*、障害者施設職員、行政職員等を対象とした研修会を開催しています。

##### 【これからの取組み】

- ① 市と基幹相談支援センター\*が協働して、相談支援事業所、障害者施設、関係行政機関等の連携を進めていきます。また、これらの職員の研修会を実施します。
- ② 障害福祉サービス\*等の質の向上を図るため、障害福祉サービス\*等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めていきます。
- ③ 知的障害者又は精神障害者（発達障害\*者を含む。）が障害福祉サービス\*を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。

- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス\*等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮します。

## （５）人材の育成・確保

### 【これまでの取組みと現状】

- ① 福祉職に就くための課程を履修している大学生や専門学校の生徒の実務実習を受け入れています。
- ② 大学生、専門学校や高等学校の生徒にボランティアスタッフとして、周南3市の身体障害者スポーツ大会の運営に関わってもらっています。
- ③ 徳山大学と市とで結んだ連携協定に基づき、「自治体学特論」の講師を派遣し、障害者福祉行政について講義を行いました。

### 【これからの取組み】

- ① 大学生や高等学校等の生徒や一般の方にも、福祉を考える集いや障害者スポーツ大会等の運営に関わってもらうことにより、障害者福祉への認識を深め、福祉職に就こうとする人々のすそ野を広げていきます。

| 目標指標                           | 現状値            | 目標値            | 指標の説明等                   |
|--------------------------------|----------------|----------------|--------------------------|
| 相談支援専門員*・障害者施設職員等を対象とした研修の参加者数 | 平成25年度<br>188人 | 平成31年度<br>210人 | 市と基幹相談支援センター*が実施する研修の参加者 |

## 2. 保健・医療

### 【基本的考え方】

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション\*等を受けることができるよう、支援の充実を図ります。入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。また、難病患者の支援を推進していきます。

### (1) 保健・医療の充実等

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行っています。
- ② 高齢者を対象とした肺炎球菌感染症定期予防接種は、国制度の対象者に加えて、満65歳以上の内部障害（身体障害者手帳1級程度の障害）者に対しても、肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成し、肺炎球菌感染症の予防に努めています。

#### 【これからの取組み】

- ① 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

### (2) 精神保健・医療の提供等

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 地域活動支援センター\*を設置し、地域で生活する精神障害者と家族の相談支援を行いながら、日中を過ごす場所を提供しています。
- ② 保健師が精神障害者の家族会や精神障害者を支援するボランティア団体の会合に参加し、相談活動をしています。
- ③ 精神障害者の家族会の自発的な活動を支援するため、精神障害の啓発等の講演会や学習会、また他の家族会との交流する事業を、家族会に委託しています。
- ④ 地域において心の健康に関する相談を実施し、市民の心の健康づくりを推進



しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行っていきます。  
また、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院\*を解消するため、以下について取り組めます。
  - ア 精神科病院、保健所、相談支援事業所、障害福祉サービス\*事業所等との連携を図り、一人ひとりの状況と環境に応じた障害福祉サービス\*等を提供します。
  - イ 居宅介護\*など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）\*の提供体制の整備を図っていきます。
  - ウ 精神障害者の地域移行の取組みを担う看護職員、精神保健福祉士\*、相談支援専門員\*等について、人材育成や連携体制の構築等を図るための研修会を開催していきます。
- ② 地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見を図っていきます。
- ③ 精神障害者及び家族のニーズに対応した相談体制を構築するため、ピアカウンセリングや訪問による相談対応等について、地域自立支援協議会で検討していきます。

### （3）障害の原因となる疾病等の予防・治療

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 乳児期から高齢期までのライフステージに応じた各種健康診査や保健指導等を実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図っています。
- ② 年中児の子供の社会性の発達に着目し、5歳児発達相談会\*を実施し、家庭や園で適正な環境を設定し、子供の発達の促進を図っています。

#### 【これからの取組み】

- ① 妊婦健康診査、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施等を図るとともに、これらの機会の活用により、健康の保持増進、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図っていきます。

- ② 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の悪化等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導を実施していきます。
- ③ 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所等と連携していきます。

### 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

#### 【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮\*を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

#### (1) インクルーシブ教育\*システムの構築

##### 【これまでの取組みと現状】

- ① 児童生徒一人ひとりの障害にそった支援を行うため、特別支援学級\*を小学校に45学級、中学校に23学級、設置しています。
- ② 通級指導教室（ことばの教室\*）を、徳山小学校、久米小学校、富田東小学校、勝間小学校、岐陽中学校、富田中学校、熊毛中学校に設置しています。

##### 【これからの取組み】

- ① 本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定する仕組みを構築していきます。また、障害のある児童生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。
- ② 障害のある児童生徒に対する合理的配慮\*については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市教育委員会・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。
- ③ 合理的配慮\*を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導\*、特別支援学級\*という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。

- ④ 医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進します。
- ⑤ 可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画\*を策定・活用していきます。卒業後の進路については、個別の移行支援計画\*も策定・活用し、関係機関が連携して支援していきます。
- ⑥ 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。
- ⑦ 福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒の就労について、支援の充実を図ります。

## (2) 教育環境の整備

### 【これまでの取組みと現状】

- ① 「特別支援教育センター\*」（周南総合支援学校）、「サブセンター\*」（徳山小学校）、「地域支援室\*」（徳山総合支援学校）と協力して、小・中学校の特別支援教育体制を整えています。
- ② 校舎などの定期的な安全点検や学校の要望に基づいた修繕・改修を行うとともに、障害の実態に応じて学習ができる環境づくりと障害の状態や特性に応じた学校施設の整備に努めています。

### 【これからの取組み】

- ① 障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。
- ② 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、小・中学校等の教員への研修の充実を図ります。
- ③ 安心・安全な教育施設の整備において、障害のある児童・生徒にも配慮した改修や修繕を進めます。
- ④ 障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。

### (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 県の障害者芸術文化祭への出品を呼びかけ、また障害者の福祉を考える集いで障害者の芸術作品を展示する等して、障害者の文化芸術活動の意識啓発に取り組んでいます。
- ② 絵画展、音楽会等の障害者の芸術文化活動に対して市名義の後援をしています。
- ③ 県の障害者スポーツ大会への参加を呼びかけ、参加者を会場まで送迎する等の支援を行っています。
- ④ スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を提供するため、障害者団体と協働して、周南3市の身体障害者スポーツ大会を開催しています。
- ⑤ 県障害者スポーツ協会が開催する大会や、指導者養成講習会等の情報を提供しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 障害者や関係団体等の文化芸術活動を支援し、その活動成果を周知することにより、障害者の文化芸術活動の意識啓発に努めます。また、障害のある人もない人もともに文化芸術活動を楽しむことができるよう、支援していきます。
- ② スポーツ施設や制度のバリアフリー化や情報提供を進め、障害のある人もない人もともにスポーツ活動が行える仕組みづくりを推進します。
- ③ 障害者がスポーツを始めるきっかけづくりとしてのスポーツ教室や、それを支援する指導者養成講習会、ボランティア養成講習会等の情報を引き続き提供していきます。
- ④ 障害者のスポーツ大会などを通して障害のある人も障害のない人もともに、身近にふれあい交流する機会の創出に努めていきます。
- ⑤ 県障害者スポーツ大会への参加を呼びかけ、また参加者への支援を引き続き行っていきます。

## 4. 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【基本的考え方】

障害者が地域で自立した生活を送るためには収入をはじめとした地域生活資源の確保が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援事業所\*等での賃金・工賃\*の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

### (1) 障害者雇用の促進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 地域自立支援協議会\*の就労部会と共に、徳山商工会議所の会員に対して、障害者雇用についての呼びかけと、アンケート調査を行いました。
- ② 障害者が就職に向けて実施する職場実習や職業評価等を受ける際に必要となる交通費等の経費を助成する制度を創設し、障害者雇用を推進しています。
- ③ 雇用確保促進月間における企業訪問において、障害者雇用についての理解と協力を要請しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 公共職業安定所と連携し、障害者雇用率制度を中心として、引き続き障害者雇用の促進を図っていきます。また平成25（2013）年の障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30（2018）年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させます。

### (2) 総合的な就労支援

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 就労系の施設に通所する障害者を経済的に支援する通所就労施設就労支援給付金に、交通費の助成を追加し、また支給対象の通所施設を拡大しました。
- ② 地域自立支援協議会\*の就労部会で、障害者の就労に関わる制度や相談先等をまとめたパンフレットを作成し、周南圏域内の高等学校、総合支援学校、障

害者施設等に配布しています。

- ③ 市役所内で、ぷれジョブ（小学校5年生程度から高校3年生程度までの障害のある子が、ボランティアのジョブサポーターさんとともに地域の企業やお店で仕事体験をするプログラム）を実施しました。

#### 【これからの取組み】

- ① 市内には就労継続支援A型の事業所\*が1箇所のみであるので、新たなA型事業所の開設について、地域自立支援協議会\*の就労部会で検討していきます。
- ② 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター\*、障害者就業・生活支援センター\*を始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施していきます。
- ③ 障害者就業・生活支援センター\*が、身近な地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関や相談支援事業所と連携をしながら、職場定着のための継続的な支援を実施します。

### （3）福祉的就労の底上げ

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者施設からの市役所の物品・サービスの購入を増やすため、市内の就労継続支援B型事業所\*と就労系の地域活動支援センター\*によって、障害者施設共同受注センター協議会が設立されました。
- ② 半年ごとに取りまとめた障害者施設共同受注センター協議会の受注実績を、市役所内の全課に周知し、更なる優先発注を呼びかけています。
- ③ 障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、市の調達方針と調達目標を掲げて、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進しています。
- ④ 市職員に対しても、障害者施設からの物品やサービスの購入を呼びかけています。

#### 【これからの取組み】

- ① 引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物

品・サービスの優先購入（調達）を推進していきます。

- ② 一層の優先購入を進めるため、障害者施設共同受注センター協議会により、市役所の物品・サービス購入担当者向けの、プレゼンテーション\*を行っています。

#### （４）経済的自立の支援

【これまでの取組みと現状】

- ① 福祉手当等を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援しています。
- ② 市が所有・管理する施設を障害者が利用する場合、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じています。

【これからの取組み】

- ① 受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組んでいきます。

| 目標指標                       | 現状値     | 目標値     | 指標の説明等                    |
|----------------------------|---------|---------|---------------------------|
| 就業・生活支援センター*の支援を受け就職した障害者数 | 平成25年度  | 平成31年度  | 就業・生活支援センター*の支援を受け就職した障害者 |
|                            | 23人     | 29人     |                           |
| 障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額      | 平成25年度  | 平成31年度  | 市の業務における調達額               |
|                            | 1,728万円 | 2,000万円 |                           |



## 5. 生活環境

### 【基本的考え方】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

### (1) 住宅の確保

#### 【これまでの取り組みと現状】

- ① 障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行っています。
- ② 市営住宅については、障害者に対する優先入居や単身入居を可能としています。

#### 【これからの取り組み】

- ① 障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム\*の整備を促進するとともに、その利用の促進を図っていきます。
- ② 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とします。又、既存の市営住宅については大規模な改修が困難なため、洋風便器化や手摺設置など、簡易で効果のある部分的なバリアフリー改修を推進していきます。

### (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

#### 【これまでの取り組みと現状】

- ① 移動等バリアフリー基本構想\*に基づき、徳山駅にエレベーターやエスカレーターが設置され、構内の移動経路の整備が実施されてきました。また、視覚障害者誘導用ブロック\*、手すり、音声・音響案内装置の整備も進めています。
- ② 路線バスの低床化も進んでいます。

#### 【これからの取り組み】

- ① 引き続き、公共交通事業者に対して、バリアフリー施設整備を呼びかけていきます。

### (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 「バリアフリー法\*（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」と「山口県福祉のまちづくり条例\*」にそって公共施設を整備してきました。市有施設を新設、増設又は改築を行うときは、構造等基準に適合したものであるとしています。

#### 【これからの取組み】

- ① 公共的施設を整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法\*に基づく基準や支援制度により、出入口や通路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能な多目的なトイレの設置等を進めていきます。

### (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 移動等バリアフリー基本構想\*に基づき、徳山駅周辺地区の道路の段差や勾配解消、視覚障害者誘導用ブロック\*の整備改善を行っています。

#### 【これからの取組み】

- ① 視覚障害者のための音響信号機や横断歩道上の誘導用であるエスコートゾーン\*の整備を、引き続き警察署に要望していきます。

| 目標指標              | 現状値    | 目標値    | 指標の説明等                 |
|-------------------|--------|--------|------------------------|
| オストメイトトイレ*<br>の設置 | 平成25年度 | 平成31年度 | 市の公共施設におけるオストメイトトイレ*の数 |
|                   | 34箇所   | 50箇所   |                        |

## 6. 情報アクセシビリティ\*

### 【基本的考え方】

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

### (1) 情報通信における情報アクセシビリティ\*の向上

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 視覚障害者や聴覚障害者等を対象に、情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活を支援しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 国が進める障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供に関する情報の入手に努め、障害者団体等への情報の提供に努めていきます。

### (2) 意思疎通支援の充実

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所本庁と周南市社会福祉協議会に手話通訳者\*を設置し、聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活相談を実施しています。また、聴覚障害者からの依頼を受け、官公庁、病院、学校等に手話通訳者\*や要約筆記者\*を派遣しています。
- ② 視覚障害者図書館や音訳サークルに事業を委託し、点字図書や音訳図書を提供しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者\*、要約筆記者\*等の派遣、設置等による支援を行っていきます。
- ② 手話通訳者\*、要約筆記者\*、点訳奉仕員\*、朗読奉仕員\*等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させていきます。また、手話通訳者の資格取得につながる手話奉仕員\*養成講座や手話

奉仕員\*ステップアップ養成講座を引き続き実施していきます。

- ③ 点訳や音訳の事業についての周知を進め、必要とする障害者に提供できる体制の整備に努めていきます。

### (3) 行政情報のバリアフリー化

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 広報紙しゅうなんを点訳化また音声化し、視覚障害者に提供しています。
- ② 市役所からの発送する文書の音声コード化\*と、発信した課の名前を表す点字シールの貼り付けを進めています。

#### 【これからの取組み】

- ① 点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- ② 災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- ③ 障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、ルビを付ける等して知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

| 目標指標            | 現状値    | 目標値    | 指標の説明等                               |
|-----------------|--------|--------|--------------------------------------|
| 文書等の<br>音声コード化* | 平成25年度 | 平成31年度 | 文書・パンフレット等の<br>音声コード化*を実施<br>する市の部署数 |
|                 | 6課     | 12課    |                                      |

## 7. 安全・安心

### 【基本的考え方】

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

### (1) 防災・防犯対策の推進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 市要綱に定められた災害時要援護者登録制度に基づき、本人の申し出により支援の必要な障害者や高齢者を事前に登録した要援護者名簿を作成してきました。

平成26（2014）年4月に改正災害対策基本法が施行され、これまでの名簿を引き継ぎつつ、法律に基づく避難行動要支援者名簿\*を作成することとなりました。
- ② 障害者や高齢者等の避難場所として、福祉避難所\*を指定しています。
- ③ 聴覚障害者についてのその障害特性に応じた災害時対応マニュアルを作成しました。
- ④ 聴覚や言語の障害者がファックスやメールによって119番通報をするシステムを運用しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 避難行動要支援者名簿\*の活用や避難支援等関係者（自主防災組織\*等）と市との連携、役割分担等について検討していきます。
- ② 福祉避難所\*の運営に関して、施設を所有・管理する者との実務的な協議を進め、また実務マニュアルを作成していきます。
- ③ 自主防災組織\*等の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の作成を進めていきます。関係機関が企画する防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援等関係者との避難訓練を実施していきます。
- ④ 障害者施設への気象情報等との伝達訓練や、施設からの情報収集に関する訓練を実施していきます。
- ⑤ 手話通訳者\*、要約筆記者\*等の障害者支援団体と災害時の応援協定を結んでいきます。

- ⑥ 緊急時の通報体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図っていきます。
- ⑦ 災害時の防災関係機関と障害者のコミュニケーションを支援するための取り組みを推進します。

## (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### 【これまでの取り組みと現状】

- ① 障害者団体と市障害者福祉主管課が消費者被害防止連絡協議会に加わり、関係機関と連携して、消費者被害の早期発見、被害の回復、拡大防止に取り組んでいます。
- ② 障害者団体への出前講座により、消費者トラブルについての学習の機会を提供しています。

### 【これからの取り組み】

- ① 障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ② 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障害者の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組めます。
- ③ 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害者及び障害者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、障害者等に対する消費者教育を推進します。

## 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

### 【基本的考え方】

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25（2013）年に制定された障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んでいきます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組みを進めていきます。

### （1）障害を理由とする差別の解消の推進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 障害者週間に発行される市の広報紙や、障害者の福祉を考える集いなどにおいて、共生社会の実現について啓発しています。
- ② 出前講座において、障害者差別解消法の趣旨や障害者権利条約\*（障害者の権利に関する条約）の意義について、広報・啓発しています。
- ③ 障害者の問題をテーマとした人権教育講座を開催しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される対応要領を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動の促進等に取り組んでいきます。
- ② 差別解消や合理的な配慮\*についての優れた取組みを市内に知らせることにより、障害者差別解消法の適切な運用を図っていきます。
- ③ 障害者やその家族その他の関係者から障害を理由とする差別に関する相談を受け、また差別に関する紛争の防止、解決を図る体制を整備していきます。

### （2）権利擁護の推進

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所に障害者虐待防止センターを設置し、また障害者虐待の関係機関によって組織される障害者虐待対応協力者連絡会議を設けて、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行っています。

- ② 障害者虐待についてのパンフレットの作成、市広報紙への虐待防止記事の掲載等による啓発に取り組んでいます。
- ③ 相談に応じて、知的障害者や精神障害者の成年後見制度\*の利用を勧めています。また、成年後見人の申し立てをする者がいない場合には、市長による申し立てをしています。

【これからの取組み】

- ① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動、障害者施設職員等への研修会を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組んでいきます。
- ② 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度\*の適切な利用の促進に向けた取組みを進めていきます。



## 9. 行政サービス等における配慮

### 【基本的考え方】

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮等を行っていきます。

### (1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 市役所本庁と周南市社会福祉協議会に手話通訳者\*を設置し、聴覚障害者の窓口での手続きを支援しています。
- ② 市役所の窓口に耳マーク\*を設置し、筆談の申し出をしやすいとしています。
- ③ 例年、職員を対象とした手話研修会を開催しています。
- ④ 新規採用職員及び若手職員は、障害者福祉施設での体験研修を実施しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 市における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法(平成28(2016)年4月施行)に基づき、障害者からの申し出に応じて、社会的障壁\*の除去の実施について必要かつ合理的な配慮\*を行っていきます。
- ② 市の職員に対して障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。
- ③ 行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術の進展等も踏まえ、情報アクセシビリティ\*に配慮していきます。

### (2) 選挙等における配慮等

#### 【これまでの取組みと現状】

- ① 点字による候補者情報を提供しています。
- ② 臨時的にスロープを設置して、投票所の段差を解消しています。

#### 【これからの取組み】

- ① 点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情

報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めていきます。

- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進していきます。
- ③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

## ◆ 資料

### 語句の説明 (五十音順)

#### 【あ行】

##### 医学的リハビリテーション

リハビリテーションの中の医学的分野のこと。医師や看護師、理学療法士などの医療専門職によって、医療施設や保健施設、身体障害者福祉センター、訪問看護などで提供される総合的なプログラムサービス。病気の治療、障害の除去、合併症の予防、機能回復訓練、体の障害部分を代行する機能を高める代償機能訓練、治療計画のための日常生活動作の評価と指導などを通して、利用者の自立や社会参加への意欲を高める。

##### 移動支援

障害者総合支援法に定められ、市町村の実施が必須となっている地域生活支援事業。肢体不自由、知的障害、精神障害等により屋外での移動が困難な障害者等に、外出のための支援を行う。

##### 移動等バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき周南市が策定したもの。全ての人々が活躍できるまちの実現をめざした、市内の移動や施設の利用に関するバリアフリー推進の基本的な方針。バリアフリー化の必要性が高い徳山駅を中心とする区域を重点整備地区に選定し、バリアフリー化すべき経路や施設を定め、それに対する具体的な施策等を定めている。

##### インクルーシブ教育 Inclusive Education

障害者の権利に関する条約では、インクルーシブ教育システムは、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自分の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

##### エスコートゾーン

視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるように、横断歩道の中央付近に敷設した突起体の列（点字ブロック）のこと。

##### オストメイトトイレ

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ストーマ）」を造設した人が、装着している便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」に溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てるための設備を備えたトイレ。

#### 【か行】

##### 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス。介護の支援を受ける介護給付は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援の9種類のサービス。訓練等の支援を受ける訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の4種類のサ

ービス。

### **基幹相談支援センター**

障害者総合支援法において市町村が設置できると規定。市町村と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。障害者等への総合的な相談業務及び障害者の権利擁護に係る支援事業を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

### **機能訓練**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである自立訓練のうち、身体機能についての訓練。身体障害者・難病等対象者に対し、一定期間、身体機能の向上のために必要な理学療法、作業療法その他のリハビリテーション等を行う。

### **居宅介護**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言を行う。

### **グループホーム（共同生活援助）**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

### **高次脳機能障害**

事故や脳血管障害（病気）などによる脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

### **工賃**

障害者の生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額に相当する額を生産活動に従事した障害者に支払うもの。山口県は平成24年7月に、就労を通じて自立や社会参加を図るため、工賃水準の向上を目指す工賃向上計画を策定した。

### **合理的な配慮**

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、障害のある人に対し個別の状況に応じて行われる配慮。例えば、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある人に障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読上げ等）で対応すること。

### **5歳児発達相談会**

保育園や幼稚園の年中児の保護者に、子供の発達や行動・生活状況についてのアンケートを実施し、気になることがある場合、小児科医等専門職による相談会を行う。

### **ことばの教室**

言葉がはっきりしない、コミュニケーションがうまくいかない等の、言葉に課題のある幼児児童生徒が、学校等に通いながら週1回から数回程度、必要な個別指導を受ける通級指導教室。徳山小学校、久米小学校、富田東小学校、勝間小学校、岐陽中学校、富田中学校、熊毛中学校において実施。

## 個別の移行支援計画

生徒自らが自分の進路を決定することができるよう、卒業後に必要な知識や力をつける進路学習の視点、職場見学や体験実習の取り組みの中で、関係機関（職業安定所・福祉施設・相談支援事業所等）と学校が連携・協力する視点、卒業後の進路先へのスムーズな移行のための引き継ぎ書の視点、で構成される計画。

## 個別の教育支援計画

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画。

## 個別の指導計画

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

## 【さ行】

### サービス等利用計画

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや地域相談支援を利用しようとする場合に、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者が作成する。事業者に代わり本人、家族、支援者等が作成することも可能。

### サブセンター

地域の中核となる小・中学校の通級指導教室等に設置し、発達障害等について相談支援を行う。

### サポートファイルやまぐち

生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとして一貫性のある支援を受けられること目的として山口県が作成した。このファイルに、障害者本人についての健康や育ち、暮らし・特性などを記録し、必要に応じて関係機関等に提示するなど、それぞれの場面に合わせて活用する。ファイルは、年齢や状況・支援の目的に応じて必要なシートを選んで提示することで、支援に必要な情報を効率的に提供することができるよう、「幼児期」、「学齢期」、「青年期成人期」、「マイファイル（本人用）」の4つに分かれている。

### 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が通常の歩行において、主に足の裏の触感覚や白杖を利用して、また弱視者が視覚障害者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色とのコントラストにより、その存在や大まかな形状を確認できるような突起・色を表面につけたブロック。道路を歩行中の視覚障害者が道路及び沿道に関して、施設や段差といった道路構造の情報をもって歩行できるように、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するためのもの。

### 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づき、災害発生時の地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、主に自治会や町内会単位で結成される自発的

な組織。

### **児童発達支援**

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。未就学の障害児に対し、児童発達支援センターその他の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う。

### **社会的な障壁**

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある人への偏見など）その他一切のもの。

### **社会的入院**

医学的には入院の必要がなく、在宅での療養が可能であるにもかかわらず、ケアの担い手がいないなど家庭の事情や引き取り拒否により、病院で生活をしている状態。高齢者の寝たきりや精神障害者の社会復帰の障害を作り出す一因でもある。

### **重度訪問介護**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。重度の肢体不自由者や重度の知的障害者・精神障害者で行動上著しい困難があり常時介護を必要とするものに、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、外出時における移動支援、生活等に関する相談・助言などを総合的に行う。

### **就労継続支援事業所**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである就労継続支援を提供する事業所。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う。適切な支援により雇用契約に基づいた就労ができる者が通所するのがA型事業所、雇用契約によらない就労の場合がB型事業所。

### **手話通訳者**

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者と、その他の者との間の意思疎通の確立に必要なとされる手話通訳を行う者。

### **手話奉仕員**

市町村が手話の学習経験がない者等を対象として、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的に実施する養成講座を修了した者。

### **障害者権利条約**

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成 18 年 12 月に国連総会において採択され、日本は平成 19 年 9 月に署名。平成 26 年 1 月に批准書を寄託し、同年 2 月に日本について効力が発生した。

## 障害者支援施設

入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行う入所施設。

## 障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

## 障害の等級

障害の程度を表す区分。

身体障害については、日常生活動作や日常生活活動に受ける制限が大きい順に1級から6級の区分があり、身体障害者福祉法施行規則に身体障害者障害程度等級表が定められている。

知的障害については、重度のものをA、重度でないものをB、と2つに区分。療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき、都道府県知事等が実施要綱を定めている。

精神障害については、重度のものから1級、2級及び3級の3つに区分。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に等級表が定められている。

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法において13種類のサービスが定められている。介護の支援を受ける9種類の介護給付と、訓練等の支援を受ける4種類の訓練等給付に大別される。障害福祉サービスは、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、障害の種別に関わらず全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

## 情報アクセシビリティ

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

## 心身障害児母子通園訓練事業

心身に障害があるか、心身に障害があると疑われる就学前の幼児とその保護者を対象に、鼓ヶ浦整肢学園つばさ園に週1回通園して日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行う。

## 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づく身体障害者の福祉の増進を図るための民間の協力者。原則として身体障害者で、地域の身体障害者の相談に応じ、必要な指導を行うほか、関係機関や関係団体等との連携を取り、援護思想の普及に努める。

## 身体障害者訪問入浴サービス

自力での入浴が困難、または家族のみでは入浴させることができない身体障害者を対象に、移動入浴車を自宅に派遣して入浴サービスを行う。

## 生活訓練

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつである自立訓練のうち、日常生活の動作等についての訓練。知的障害者・精神障害者に対し、一定期間、入浴・排

せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行う。

### **精神保健福祉士**

精神科病院等で医療を受けている者や精神障害者の社会復帰施設を利用している者の社会復帰に関する相談・援助に従事する者で、国家試験に合格し、所定の登録を受けているもの。

### **成年後見制度**

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

### **相談支援専門員**

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者には1人以上を置くことが義務付けられている。

### **【た行】**

### **短期入所（ショートステイ）**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

### **地域活動支援センター**

障害者等を対象とする通所施設。地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供し、障害者等の自立した地域生活を支援する。

### **地域支援室**

特別支援教育センターが設置されていない県内の5つの総合支援学校に設置され、幼児児童生徒や保護者への相談支援を行う。

### **地域障害者職業センター**

地域における中核的な職業リハビリテーション機関として、ハローワーク等の関係機関との連携の下、障害者に対して職業評価、職業指導、職場適応援助（ジョブコーチ支援）等の支援を行うとともに、事業主に対する雇用管理に関する専門的な助言・援助や、関係機関に対しての助言・援助等を行う機関。障害者職業カウンセラーが配置され、各都道府県に設置されている。（県内は防府市に設置。）

※ 職業リハビリテーション…障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等を実施し、その職業生活における自立を図ることをいう。

### **地域自立支援協議会**

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者に関する計画についての協議などを行う市町村が設置する機関。

周南市では、4つテーマ（相談支援、地域生活、就労、教育）ごとに専門部会を設け、個々の障害者の支援について関係者が協議する個別支援会議等で提起される地域の課題等



についても協議している。

### **地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）**

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。地域移行支援及び地域定着支援をいう。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援をすること。

地域定着支援は、自宅において単身等で生活する障害者に対し、その障害者との常時の連絡体制を確保し、障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、支援をすること。

### **知的障害者相談員**

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う民間の協力者。

### **通級による指導**

小・中学校の通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を特別の場（通級指導教室）で行う。

### **通所サービス**

障害者等が日中に通所し、施設で提供を受ける福祉サービス等の総称。

### **点訳奉仕員**

点字図書を増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

### **同行援護**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）のひとつ。視覚障害により移動に著しい困難のある障害者等に、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

### **特別支援学級**

教育上特別な支援を必要とする児童・生徒（知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他の障害のある者）のために、小学校、中学校、高等学校に置かれる学級。

### **特別支援教育センター**

県内7地域の拠点となる総合支援学校に設置され、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者への専門的な相談支援を行う。

## **【は行】**

### **発達障害**

発達障害者支援法で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害、

と定義。

## バリアフリー法

正式な名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

高齢者や障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年に制定された法律。

## 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に定められ市町村長が作成しなければならない名簿。市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする。

## 福祉避難所

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、一般的な避難所では生活に支障を来たすため特別な配慮をする必要がある高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等を保護するための避難所。

## プレゼンテーション Presentation

情報伝達手段の一種で、聴衆に対して情報を提示し、理解・納得を得る行為。

## 文書の音声コード化

デジタル化された文字情報を二次元記号にコード化し、このコードを活字文書読み上げ装置に読み取らせ音声を出力する。活字文書読み上げ装置は、視覚障害者向けの「日常生活用具給付事業」の対象機器である。

## 保育所等訪問支援

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。保育所等を利用中の障害児に対し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援を行う。

## 放課後等デイサービス

児童福祉法の障害児通所支援のひとつ。総合支援学校、小・中・高等学校等に就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。

## 【ま行】

## 耳マーク

聴覚障害者は、外見からは障害が分からず誤解されたり、不利益を受けたり危険にさらされたりすることがある。そこで、耳の不自由な者が、自分の耳が不自由であることを表すのに、また、自治体、病院、銀行などで掲示し、耳の不自由な者から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用いるために考案されたもの。



## 【や行】

### 山口県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を築いていくために、山口県が平成9年に制定した条例。

### 要約筆記者

手話習得の困難な中途失聴者や難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段として内容を要約した情報伝達を行う者。

## 【ら行】

### 朗読奉仕員

音訳図書の増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

## 計画の策定経過

| 年月日                              | 会議の名称等                 | 内容等                              |
|----------------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 平成 26 年<br>7 月 3 日               | 第 1 回<br>周南市地域自立支援協議会  | 計画の位置づけ、策定スケジュール等<br>について説明      |
| 平成 26 年<br>10 月 30 日             | 庁内関係課へ意見照会             |                                  |
| 平成 26 年<br>11 月 26 日             | 第 2 回<br>周南市地域自立支援協議会  | 計画案（第 1 稿）についての協議                |
| 平成 27 年<br>1 月 6 日               | 庁内関係課へ意見照会             |                                  |
| 平成 27 年<br>1 月 8 日               | 第 3 回<br>周南市地域自立支援協議会  | 計画案（第 2 稿）についての協議、               |
| 平成 27 年<br>1 月 23 日～<br>2 月 23 日 | 計画案に対する<br>パブリックコメント募集 |                                  |
| 平成 27 年<br>3 月 13 日              | 第 4 回<br>周南市地域自立支援協議会  | パブリックコメントへの対応、計画案<br>（最終）についての協議 |